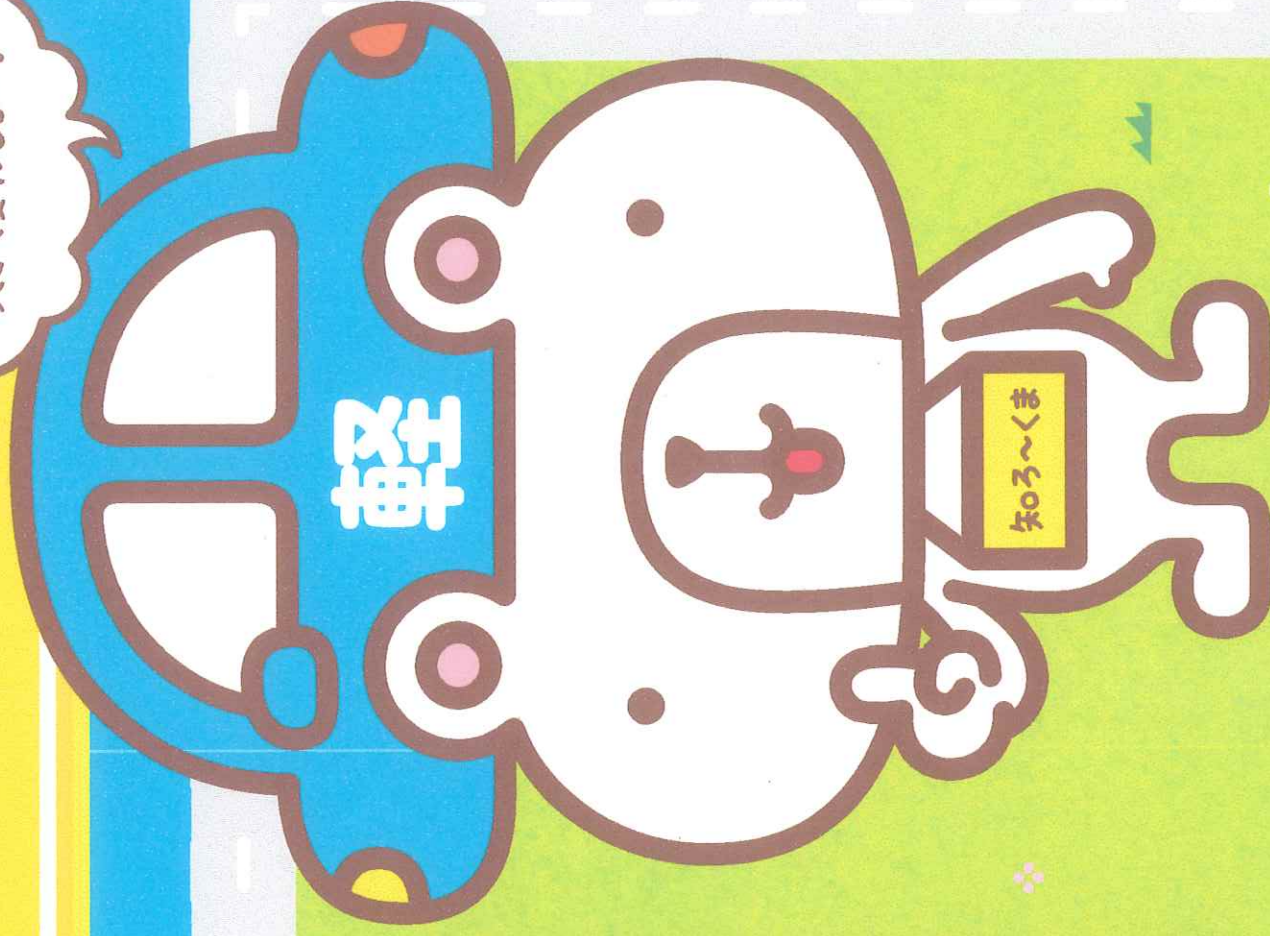


軽自動車税 の税率が変わります！

平成28年度から
大きく変わるよ～！



三輪及び四輪以上の軽自動車については、
次の車両について新しい税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた車両

ただし、一定の環境性能を有する車両は、該当車両
につき1年度分に限り税率が軽減されます。

新税率
10,800円*

軽減税率
5,400円又は8,100円*

最初の新規検査から13年を経過した車両

〔平成28年度の対象は、最初の新規検査が平成14年
以前のもものとなります。〕

重課税率
12,900円*

注1) 最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」
欄でご確認いただけます。 注2) 上記のいずれにも該当しない車両については、
税率の変更はありません(7,200円*)。 *すべて、自家用・乗用の場合。

平成28年度から

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型
特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。

【例えば】

車種区分	平成28年度 以降の税額(年額)
原動機付自転車 	50cc以下 2,000円
軽二輪車 	125cc超250cc以下 3,600円

【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表】

初度検査年月	課税年度															
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
平成14年以前																
平成15年1月～平成16年3月																
平成16年4月～平成17年3月																
平成17年4月～平成18年3月																
平成18年4月～平成19年3月																
平成19年4月～平成20年3月																
平成20年4月～平成21年3月																
平成21年4月～平成22年3月																
平成22年4月～平成23年3月																
平成23年4月～平成24年3月																
平成24年4月～平成25年3月																
平成25年4月～平成26年3月																
平成26年4月～平成27年3月																
平成27年4月～平成28年3月																
平成28年4月～平成29年3月																

注)平成15年1月～3月に初度検査を受けた車両は、自動車検査証に「初度検査年」までしか記載されていないため、平成15年4月以降に取得された車両と同様に扱うこととされ、平成29年度から重課の対象となります。

- ☐ 旧税率で課税
- ☒ 新税率で課税
- ☒ 重課税率で課税



原動機付自転車及び二輪の軽自動車等

平成28年度から原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。新税率については、下表のとおりです。

車種区分		平成28年度以降の 税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
	50cc超90cc以下	2,000 円
	90cc超125cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600 円
小型二輪車	250cc超	6,000 円

注)小型特殊自動車については、市区町村によって税率が異なります。

詳しくは、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

※このリーフレットの内容は、平成28年1月末現在の法令等に基づいたものです。

軽自動車税 の税率が変わります!

平成28年度から
大きく変わるよ～!

三輪及び四輪以上の軽自動車については、
次の車両について新しい税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に
最初の新規検査を受けた車両

新税率
10,800円*

ただし、一定の環境性能を有する車両は、該当車両
につき1年度分に限り税率が軽減されます。

軽減税率
5,400円又は8,100円*

最初の新規検査から13年を経過した車両
〔平成28年度の対象は、最初の新規検査が平成14年
以前のものとなります。〕

重課税率
12,900円*

注1)最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄でご確認いただけます。 注2)上記のいずれにも該当しない車両については、税率の変更はありません(7,200円*)。 *すべて、自家用・乗用の場合。



平成28年度から

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型
特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。

【例えば】

車種区分		平成28年度 以降の税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600 円

総務省・全国地方税務協議会

全国地方税務協議会

税率等は、こちらのホームページに
掲載しているチラシをご覧ください。

280

三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって、適用される税率(年額)が変わります。



一緒に
知ろ～!

Q1

新しい税率は、どう変わるの?

A

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の新税率が適用されます。

軽自動車の種別			新税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	10,800 円
		営業用	6,900 円
	貨物用	自家用	5,000 円
		営業用	3,800 円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			3,900 円

Q2

税率が軽減される場合もあるの?

A

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、平成28年度分に限り、下表のとおり軽課税率(年額)が適用されます。

軽自動車の種別			軽課税率(年額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車*1 〈概ね75%軽減〉	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準1*2 〈概ね50%軽減〉	基準2*3 〈概ね25%軽減〉
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円

*1 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限りです。

*2 ●平成17年排出ガス基準75%低減達成車
(★★★★低排出ガス車)

●平成32年度燃費基準+20%達成車



●平成17年排出ガス基準75%低減達成車
(★★★★低排出ガス車)

●平成27年度燃費基準+35%達成車



*3 ●平成17年排出ガス基準75%低減達成車
(★★★★低排出ガス車)

●平成32年度燃費基準達成車



●平成17年排出ガス基準75%低減達成車
(★★★★低排出ガス車)

●平成27年度燃費基準+15%達成車



1年度分
だけだよ～!



Q3

ずっと同じクルマに乗っていたら関係ないの?

A

最初の新規検査から13年を経過した車両は、下表の重課税率が、平成28年度から適用されます。平成28年度に重課税率が適用となる車両は、最初の新規検査が平成14年以前のもとなります。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

軽自動車の種別			重課税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	12,900 円
		営業用	8,200 円
	貨物用	自家用	6,000 円
		営業用	4,500 円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			4,600 円

平成28年度
から変わるよ～!



Q4

すべての軽自動車が対象なの?

A

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の旧税率が適用されます。(所有者が変わった場合も含め、税率の変更はありません。)

軽自動車の種別			旧税率(年額)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	自家用	7,200 円
		営業用	5,500 円
	貨物用	自家用	4,000 円
		営業用	3,000 円
三輪のもの (総排気量660cc以下)			3,100 円

Q5

最初の新規検査ってなに?

A

初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。(実質的には、新車として販売された時を指します。)最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。

【自動車検査証部分見本】

この部分をご覧ください

自動車検査証									
番号00123			平成27年 4月 1日			軽自動車検査協会			
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車体の形状			
〇〇〇△△ あ 1234	平成27年4月1日	平成27年4月	軽自動車	乗 用	自家用	箱 型			
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ	
△△△-12345	4 人	— kg	880kg	1100kg		339cm	147cm	169cm	
車 名	型 式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量・定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
□□□□	△△△-◇◇◇	〇〇〇	ガソリン	0.65L	440kg	440kg	△△△△	△△△△	